

平成 27 年 12 月 7 日  
岐 阜 労 働 局

## 恵那公共職業安定所における文書の誤送付について

岐阜労働局（局長 本間 之輝）は、恵那公共職業安定所（所長 岩田 数成）において発生した個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおりその事実を確認のうえ、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

### 記

#### 1 概 要

恵那公共職業安定所（以下「恵那所」という。）において、A事業所に送付すべきBさんの「高年齢雇用継続給付支給申請書・高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）・高年齢雇用継続給付支給決定通知書（被保険者通知用）」（以下「決定通知書等」という。）を誤ってC事業所に送付するという個人情報漏えい事案が発生した。

※ 決定通知書等には、申請者の氏名、生年月日、性別、所属事業所の名称、雇用保険適用事業所番号、雇用保険被保険者番号、60歳到達時の賃金月額、対象月の賃金支払額、高年齢雇用継続給付支給金額等の個人情報が記載されている。

#### 2 事実経過

- (1) 平成 27 年 11 月 5 日、A事業所が恵那所にBさんに係る高年齢雇用継続給付の申請手続のため来所し、職員Xが申請書類等を受理した。
- (2) 同月 25 日、職員XがA事業所のBさんに係る決定通知書等を発送した。
- (3) 同月 26 日、C事業所から「当社のもとは違うA事業所の決定通知書等が郵送されてきた」との電話連絡があり、この時点で誤送付が発覚した。
- (4) 同日、恵那所管理課長及び職員XがC事業所を訪問して、経過説明及び謝罪を行い、理解を得るとともに、A事業所のBさんの決定通知書等を回収した。
- (5) 同月 27 日、恵那所管理課長及び職員Xは、A事業所を訪問して、A事業所の総務部長に経過説明及び謝罪し、理解を得た上で、回収した決定通知書等を手交した。

### 3 原因

返送用封筒のセット時、申請事業所に係る封書印刷を行わず、再利用するために保管していた宛名印書済み封筒をセットしたところ、誤って送付先でない封筒をセットし、その上、郵便物封入時、封緘時の確認が不十分であったため。

### 4 再発防止対策

- (1) 恵那所においては、平成 27 年 11 月 27 日に所長から非常勤職員を含む全職員に対して本事案の経過を説明するとともに、返送用封筒のセット時、郵送時におけるダブルチェックの徹底及び再発防止に向けた取組について指示し、さらに、同月 30 日、個人情報適切な管理・取扱いについて研修を実施した。
- (2) 恵那所においては、返送用封筒のセットの際は、申請受理の都度、申請事業所に係る封書印刷を行うこととし、郵送時の封緘の際は、チェック者を固定化せず交代し、確認が形骸化・形式化しないよう改善した。
- (3) 岐阜労働局においては、同年 12 月 1 日に職業安定部長から管下の公共職業安定所長に対し、本事案の概要説明及び注意喚起を行うとともに、個人情報管理の徹底について指示した。

(担当)

岐阜労働局職業安定部職業安定課  
職業安定課長 牧野 俊昭  
電話 058-245-1311